### 池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

平成20年4月1日 要綱第15号

改正 平成22年5月31日要綱第12号 平成24年6月28日要綱第6号 平成25年5月20日要綱第7号 平成28年6月1日要綱第13号 平成29年4月1日要綱第10号

池田町建築物等耐震化促進事業実施要綱(平成18年池田町要綱第18号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 池田町は、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、建築物等の耐震性向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、池田町の区域内に存する建築物等の耐震化を実施する者に対し、必要な経費の一部を予算の範囲内において助成するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。
  - (1) 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
  - (2) 木造住宅 旧基準建築物で、木造の一戸建ての住宅(店舗等の用途を 兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1 未満のもの)を含む。)のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁 工法によるものをいう。
  - (3) 分譲マンション 旧基準建築物で、大部分が人の居住のように供する 区分所有である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、

延べ床面積が1,000m<sup>2</sup>以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

- (4) 特定建築物 旧基準建築物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という。)第14条第 1号に定める建築物をいう。
- (5) 緊急輸送道路沿道建築物 旧基準建築物で、耐震改修促進法第14条第 3 号に定める建築物をいう。
- (6) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱に基づき、県が主催 又は指定する相談士養成講習を修了した者の中から知事が登録した岐阜 県木造住宅耐震相談士をいう。

## (7) 削除

(補助金交付対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象事業は次に定める事業とする。ただし、岐阜県及び池田町が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給金等(岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。)を受けている事業を除くものとする。
  - (1) 建築物耐震診断事業
    - ア 建築物の所有者(特段の事由により所有者が実施できない場合は、 町長が適当と認める者。以下「所有者等」という。)が実施する耐震 診断であること。
    - イ 分譲マンションにあっては、建物の区分所有等に関する法律第3条 の規定による団体又は同法第47条の規定による法人が実施する耐震診 断であること。
    - ウ 建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこ と。
    - エ 木造住宅の長屋若しくは共同住宅又は、木造住宅以外の旧基準建築 物について、実施される耐震診断であること。

- オ 平成18年国土交通省告示第184号の別添の指針に基づく耐震診断であること。
- カ 耐震診断の結果について、別表に掲げる建築物を除き、一般社団法 人岐阜県建築士事務所協会(以下、「事務所協会」という。)の「耐 震評価委員会」又は知事の認めた専門機関に諮られたものであること。
- (2) 木造住宅に係る住宅耐震改修工事
  - ア 木造住宅の所有者等が実施する耐震改修工事(増築及び改修を伴うものを含む。)であること。
  - イ次のいずれかに該当すること。
    - (ア) 池田町木造住宅耐震診断実施要綱に基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満とされた木造住宅で、補強後の評点が1.0 以上となる耐震改修工事であること。
    - (イ) 池田町木造住宅耐震診断実施要綱に基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点0.7未満とされた木造住宅で、補強後の評点が0.7 以上となる耐震改修工事であること。
  - ウ 前記イ(イ)の場合は、耐震改修工事に併せて地震時に転倒の恐れ のある家具等について転倒防止対策を実施すること。
    - (ア) 削除
    - (イ) 削除
    - (ウ) 削除
    - (エ) 削除
  - エ 建防協又は事務所協会が主催する建防協マニュアル等に関する講習 を受講し修了証の交付を受けている相談士が、耐震改修等に関する設 計及び工事管理を実施する耐震改修工事であること。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 建築物耐震診断事業

- ア 事業に要する費用(消費税及び地方消費税を含めない。以下同じ。) は、次に定める費用、かつ、一棟当たり1,500,000円を限度とする。
  - (ア) 延べ床面積1,000m<sup>2</sup>未満の部分は1m<sup>2</sup>当たりの単価3,600円以内
  - (イ) 延べ床面積1,000m<sup>2</sup>を超えて2,000m<sup>2</sup>以内の部分は1m<sup>2</sup>当たりの単価1,540円以内
  - (ウ) 延べ床面積2,000m<sup>2</sup>を超える部分は1m<sup>2</sup>当たりの単価1,030円 以内
- イ 補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内とし、1,000円未満 の端数は切り捨てるものとする。

## (2) 住宅耐震改修工事

- ア 木造住宅に係る事業に要する費用は、一戸あたり120万円を限度とし、 耐震改修に関する設計費用及び工事管理費用を含むものとする。
- イ 補助金の額は、事業に要する費用の2分の1以内の額から、1,000 円未満の端数は切り捨てた額及び租税特別措置法(昭和32年法律第26 号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額の合計額とす る。
- 2 前項の規定による事業については、岐阜県建築物等安全ストック整備計画による効果促進事業により社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合に限り、事業に要する費用の10分の2以内の額を上乗せする。
- 3 第1項第2号イの補助金の交付にあたっては、あらかじめ租税特別措置 法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて交付す るものとする。
- 4 第1項第2号の規定による事業については、平成25年度に実施する事業で第3条第1項第2号イ(ア)の工事に限り、事業に要する費用の1000分の115の額及び15万円の合計額又は55万円のいずれか低い額以内を上乗せする。ただし、上乗せをした結果、補助金の額が事業に要する費用を超え

る場合は、事業に要する費用の額以内の額を補助する。

- 5 前項の規定については、次の各号を適用しない。
  - (1) 事業に要する費用について第1項第2号アに定める限度
  - (2) 第2項

(実施計画書及び承諾書)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 事業に着手する前に、耐震改修工事にあっては耐震改修工事実施計画書(別 記第1号様式)により耐震診断にあっては耐震診断事業実施計画書(別記 第1号の2様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による計画書を受理したときは、その内容を審査し、 その計画が本要綱に適合していると認めたときは、耐震改修工事にあって は耐震改修工事実施承諾書(別記第2号様式)により耐震診断にあっては 耐震診断事業実施承諾書(別記第2号の2様式)を速やかに申請者に交付 するものとする。

(実施計画内容の変更等)

- 第6条 前条第2項の規定による承諾を得た者(以下「補助対象者」という。) は、計画の内容を変更又は中止しようとするときは、実施計画変更・中止 届出書(別記第3号様式)を町長に提出し、その承諾を得なければならない。
- 2 町長は、前項の届出書を受理したときは、その内容を審査し適当と認め たときは、実施計画変更・中止承諾書(別記第4号様式)を速やかに申請 者に交付するものとする。

(完了報告及び補助金交付申請)

第7条 補助対象者は、事業が完了したときは、耐震改修工事にあっては耐震改修工事完了報告書(別記第5号様式)により、耐震診断にあっては耐震診断事業完了報告書(別記第5号の2様式)を、耐震改修工事にあっては耐震改修工事補助金交付申請書(別記第6号様式)により、耐震診断に

あっては耐震診断事業補助金交付申請書(別記第6号の2様式)とともに、 速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の報告書及び申請書を受理したときは、速やかにその内容を 審査するとともに現地(耐震改修工事に限る)を検査をしなければならな い。

(交付決定)

第8条 町長は、前条第2項の規定による検査の結果、補助金の交付を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、耐震改修工事にあっては耐震改修工事補助金交付決定通知書(別記第7号様式)により耐震診断にあっては耐震診断事業補助金交付決定通知書(別記第7号の2様式)を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の決定後、補助金交付請 求書に基づき、補助金を交付するものとする。
- 2 補助対象者は前項より、耐震改修工事にあっては、耐震改修工事補助金 交付請求書(別記第8号様式)により、耐震診断にあっては耐震診断事業 補助金交付請求書(別記第8号の2様式)を町長に提出しなければならな い。
- 3 補助対象者は、原則として、1回を限度として補助金の交付を受けることができるものとする。ただし、町長が認めるときはこの限りではない。 (耐震改修後の維持・管理)
- 第10条 申請者若しくは耐震改修工事を実施した建築物の所有者及び管理者は、当該建築物の耐震性が維持されるよう適切に管理しなければならない。また、原則として、前条第1項の通知日から起算して5年間は、耐震改修工事を行った部分の改造等を行わないものとする。ただし、建築物の維持管理上必要な改造等で、町長が認めた場合はこの限りではない。

(補助金の返還等)

- 第11条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれ かに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を 取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるこ とができる。
  - (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
  - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

(補助対象者に対する助言)

第12条 町長は、補助対象者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上 が図られるよう、必要な助言をすることができる。

(調査に対する協力)

第13条 耐震診断事業及び耐震改修工事を実施しようとする者は、町長がこの要綱による補助金の執行等に関し必要な調査をしようとする時は、これに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行に際し、現に町が費用の一部に補助金を交付した耐震診断のうち、岐阜県木造住宅耐震診断マニュアルにより建物評点が2点以下と判定された木造住宅については、要綱第3条第1号に定める事業の交付対象とみなす。

## 別表(第3条第1項関係)

構造	規模 階数 用途
鉄筋コンクリート造	次のいずれかに該当する建築物
鉄骨鉄筋コンクリート	・延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以下
鉄骨造	・地上階数 2以下

	<ul><li>一戸建て住宅</li></ul>
木造	次のいずれにも該当する建築物
	・延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以下(平屋建てを除く)
	・高さ 13m以下
	<ul><li>・軒の高さ 9m以下</li></ul>
	・階数 2以下

申請者 住 所 氏 名 電話番号

(A)

### 耐震改修工事実施計画書

私は、耐震改修工事を実施するにあたり、補助金の交付を受けたいので、池田町建築物等耐震化促 進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

	記
事 業 内 容	木造住宅耐震改修工事
建築物の所在地	揖斐郡池田町
建 築 年 次	年 月 日 延 床 面 積 m²
階数	住宅部分の床面積 m <sup>2</sup>
耐震診断を実施した 岐阜県木造住宅耐震診断相談士	岐阜県木造住宅耐震診断相談士 登録番号( ) 氏 名
建物の構造評点	耐震改修工事前 耐震改修工事後 (計画)
耐震改修工事にかかる 設計者・工事管理者	1 資格 ( )建築士( )登録 第 号 ※岐阜県木造住宅耐震相談士 登録番号( ) 2 氏 名 3 建築士事務所名 ( )建築士事務所( )知事登録 第 号
耐震改修工事実施時期	4 電話番号 年 月 日 ~ 年 月 日
添 付 資 料	<ul> <li>① 所有者を証明できるものの写し(納税義務者証明書の写し等)</li> <li>② 建築時期のわかるものの写し(建築確認通知書、登記済証等)</li> <li>③ 耐震改修工事前後の構造評価が確認できる報告書(耐震診断判定書を含む)</li> <li>④ 設計者・工事管理者の「資格者証」の写し(建築士法第24条の5含む)</li> <li>⑤ 耐震改修工事の内容がわかる図面</li> <li>⑥ 耐震改修工事費の「内訳書」の写し(工事種別ごとの表記とし、「一式」計上は極力避けること)</li> <li>⑦ その他必要と認める書類</li> </ul>

※不要な箇所は、=で抹消すること。

様

申請者 住所 氏名 <sup>御</sup>

# 耐震診断事業実施計画書

私は、耐震診断を実施するにあたり、補助金の交付を受けたいので、池田町建築物等耐震化促進事業 費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

記

事		業		内		容	建築物耐震診断事業	美					
建	築	物	の	所	在	地	揖斐郡池田町						
建	築	物	等	の	用	途							
建	築	物	等	の	構	造							
建		築		年		次		延床	面	積			m²
階						数		住宅部	分の床面	面積			m²
耐	震	shooy	診	I	新	者	※岐阜県木造6 2. 氏 名 3. 建築士事務所名	主宅耐震村	)登録 目談士 登 8所(	<b>登録番号</b>	17 (	筹	) 号
耐	震診	断	実加	包予	定其	月間	年月	日 ~	~	年	三月	日	
添		付		資		料	<ol> <li>所有者がわかる。</li> <li>建築時期のわかる。</li> <li>依頼を予定する面</li> <li>耐震診断料金の</li> <li>その他必要と認め</li> </ol>	ものの写 対震診断者 「見積書」	穿し(建築 音の資格を	<b>连確認</b> 通	鱼知書、	登記済証	:等)

※不要な箇所は、=で抹消すること。

年 月 日

様

池田町長

印

#### 耐震改修工事実施承諾書

年 月 日付けで提出のあった下記住宅にかかる耐震改修工事実施計画を調査 した結果、適当と認められるので、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5 条第2項の規定により通知します。

記

実	施言	+ ፲	町 肂	、 詳	古番	号	第    号
承	詳	i	年	J	1	日	年 月 日
建	築	物	の	所	在	地	揖斐郡池田町
事		業		内		容	木造住宅耐震改修工事
そ			Ø			他	耐震改修工事実施計画書記載のとおり

※耐震改修工事完了後、速やかに完了報告書及び補助金交付申請書を提出して下さい。

年 月 日

様

池田町長

印

## 耐震診断事業実施承諾書

年 月 日付けで提出のあった下記住宅にかかる耐震診断事業実施計画を調査した結果、適当と認められるので、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

実施計画承諾番号	第    号
承諾年月日	年 月 日
建築物の所在地	揖斐郡池田町
事 業 内 容	建築物耐震診断事業
そ の 他	耐震診断事業実施計画書記載のとおり

※建築物耐震診断完了後、速やかに完了報告書及び補助金交付申請書を提出して下さい。

糕

申請者 住所 氏名 転器

(EII)

### 実施計画変更・中止届出書

次の実施計画について、下記事項を変更・中止しますので、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金 交付要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

訴

	記
事業の区分	・建築物耐震診断事業・木造住宅耐震改修工事
実施計画承認番号	第    号
実施 計画 承 諾 年 月 日	年 月 日
建築物の所在地	揖斐郡池田町
変 更 内 容	変更前
	変更後
変更又は中止の理由	

※不要な箇所は、=で抹消すること。

※実施計画を中止する場合は、「変更内容」の記入は不要です。

様

池田町長

印

## 実施計画変更 · 中止承諾書

年 月 日付けで届出された、実施計画変更・中止届について受理しましたので、池田町建築 物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

事 業 内 容	・建築物耐震診断事業・木造住宅耐震改修工事
実施計画承認番号	第   号
実施計画承諾年月日	年 月 日
建築物の所在地	揖斐郡池田町
	変更前
変 更 内 容	変更後
変更又は中止の理由	

様

申請者 住 所 氏 名 電話番号

1

### 耐震改修工事完了報告書

下記の建築物について耐震改修工事が完了したので、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により報告します。

記

	記
事 業 内 容	木造住宅耐震改修工事
建築物の所在地	揖斐郡池田町
建 築 年 次	年 月 日 延 床 面 積 m <sup>2</sup>
階数	住宅部分の床面積 m <sup>2</sup>
耐 震 診 断 を 実 施 し た 岐阜県木造住宅耐震診断相談士	岐阜県木造住宅耐震診断相談士 登録番号( ) 氏 名
建物の構造評点	耐震改修工事前 耐震改修工事後 (耐震診断結果)
耐震改修工事にかかる 設計者・工事管理者	1 資格 ( )建築士( )登録 第 号 ※岐阜県木造住宅耐震相談士 登録番号( ) 2 氏 名 3 建築士事務所名 ( )建築士事務所( )知事登録 第 号 4 電話番号
耐震改修工事実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
添 付 資 料	<ul> <li>工事監理の状況報告書(工事種別ごとの工事写真、監理記録等)</li> <li>耐震改修工事前後の構造評価が確認できる報告書(耐震診断判定書を含む)</li> <li>耐震改修工事費にかかった「領収書」の写し(工事種別ごとの表記とし、「一式」計上は極力避けること)</li> <li>耐震改修工事実施計画(変更)承諾書の写し</li> </ul>

※不要な箇所は、=で抹消すること。

池田町長 様

申請者 住所 氏名 <sup>1</sup> <sup>1</sup>

## 耐震診断事業完了報告書

下記の建築物について建築物耐震診断が完了したので、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により報告します。

記

事		業		内		容	建築物耐震診断事業
実施	包計	画(	変更	() 承	《諾都	番号	号
実が	直計區	<b>菿(</b> ②	変更	)承	諾年	月日	年 月 日
建	建築物の所在地					地	揖斐郡池田町
建	築	物	等	の	用	途	
建	築	物	等	の	構	造	
建		築		年		次	年 月 延 床 面 積 ㎡
階						数	住宅部分の床面積 m <sup>2</sup>
添	添 付 資 料					料	<ul><li>① 「耐震診断結果報告書」の写し</li><li>② 「耐震判定書」の写し</li><li>③ 耐震診断料金の「領収書」の写し</li><li>④ その他必要と認める書類</li></ul>

※不要な箇所は、=で抹消すること。

年 月 日

池田町長

様

申請者 住 所 氏 名 電話番号

1

### 耐震改修工事補助金交付申請書

下記の事業を実施しましたので、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

事	業		内	容	木造住宅耐震改修工事	
実力	施計画(	変更	()承認	番号	第	
実力	施計画(変	5更)	承諾年	月日	年月	目
建	築物	の	所 在	地	揖斐郡池田町	
補	助	金	の	額		円
				1	別添「完了報告書」のとおり	
添	付		資	料		

年 月 日

池田町長 様

申請者 住所 氏名

(II)

電話番号

## 耐震診断事業補助金交付申請書

下記の事業を実施しましたので、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付を申請をします。

事		業		内		容	建築物耐震診断事業
実力	施計	画(	変更	)承	認番	号	第    号
実力	拖計區	可 (変	ぎ更)	承請	苦年月	日	年 月 日
建	築	物	Ø	所	在	地	揖斐郡池田町
補	耳	h	金	0.	)	額	н
建	築	物	等	Ø	用	途	
建	築	物	等	Ø	構	造	
							別添「完了報告書」のとおり
添		付		資		料	

第 号 年 月 日

様

池田町長

囙

## 耐震改修工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記建築物に関する耐震改修工事補助金については、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

事	業	内	容	木造住宅耐震改修	<b></b>			4
実施計	画(変更	()承認都	季号		第	号		
実施計	画(変更)	承諾年月	日日		年	月	日	
建築	物の	所 在	地	揖斐郡池田町				
補助	金の交	付 決 定	額				円	
そ	Ø		他					

第号年月日

印

様

池田町長

## 耐震診断事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記建築物に関する耐震診断事業補助金については、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

事	業	内	容	建築物耐震診断事	<b>事業</b>		
実力	拖計画 (変更)	承認番	号		第	号	
実加	拖計画 (変更)	承諾年月	日		年	月	Ħ
建	築物の	所 在	地	揖斐郡池田町			
補	助金の交付	寸 決 定	額				円
7	Ø		他				

様

申請者 住 所 氏 名 電話番号

1

#### 耐震改修工事補助金交付請求書

下記の事業の補助金を、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により請求します。

記

1 請求

金

円

2 振込先

	金融機関名	(銀行) (農協) (金庫) (組合)	(支店) (支店) (支店) (支店)
振 込 先	種別・口座番号	普通・当座 番号(	)
	フリガナ		
	口座名義		

3 補助金振込に関する同意(申請者が複数名の場合のみ記入)

決定通知を受けれ	た補助金について、	その振込先を上記口座名義に一	-括振込することに同意します。
ATE			

※振込口座は、補助対象者名義の口座に限ります。 ※補助対象者が法人の場合は、その法人名義となります。

池田町長	様

申請者 住所 氏名 *電* 

### 耐震診断事業補助金交付請求書

下記の事業の補助金を、池田町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により 請求します。

記

#### 2 振込先

		金融機関名		(銀行) (農協) (金庫) (組合)	(支 (支	(店) (店) (店) (店)
振 込	先	種別・口座番号	普通・当座	番号(		)
		フリガナ				
		口座名義				

3 補助金振込に関する同意(申請者が複数名の場合のみ記入)

決定通知を受けた補助金について、	その振込先を上記口座名義に一括振込す	ることに同意します。
住所		<b>@</b>

※振込口座は、補助対象者名義の口座に限ります。

※補助対象者が法人の場合は、その法人名義となります。

別記第1号様式(第5条関係)

別記第1号の2様式(第5条関係)

別記第2号様式(第5条関係)

別記第2号の2様式(第5条関係)

別記第3号様式(第6条関係)

別記第4号様式(第6条関係)

別記第5号様式(第7条関係)

別記第5号の2様式(第7条関係)

別記第6号様式(第7条関係)

別記第6号の2様式(第7条関係)

別記第7号様式(第8条関係)

別記第7号の2様式(第8条関係)

別記第8号様式(第9条関係)

別記第8号の2様式(第9条関係)